

事業主の皆さまへ

# 「実践型人材養成システム実施計画」

## 大臣認定の申請手続についてのお知らせ

申請書の提出・相談窓口は  
**千葉労働局職業対策課分室** で一括対応しています。

「実践型人材養成システム実施計画」の大臣認定申請に関する取扱業務は、**千葉労働局職業対策課分室**で一括対応しています(ハローワークでの受付は行っていません)。

大臣認定申請に関する相談や申請書の提出については、以下の連絡先までお願いします。

【連絡先】〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6階  
千葉労働局職業対策課分室 TEL043-441-5678

## 提出書類の様式について 必ず『最新の様式』をご使用ください。

大臣認定の申請について、旧様式で提出をされる事業主が散見されます。**旧様式で提出された場合、厚生労働省の審査が通らず、差替え作業が発生する等により、大臣認定までに時間を要してしまう可能性があります**ので、再度、提出書類の様式をご確認頂きますようお願いいたします。

最新の申請書の様式や添付書類の記載例などについては、厚生労働省ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。※トップページ「分野別の政策」雇用・労働＞職業能力開発＞(施策情報)ジョブ・カード制度＞(施策紹介)ジョブ・カード制度＞(事業主の方、企業採用担当者の方へ)ジョブ・カード制度の活用＞雇用型訓練に関する手続きのお知らせ＞☆様式のダウンロードはこちら

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job\\_card01/koyoukunren.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/koyoukunren.html)

## 相談・申請の集中緩和のため 平成27年3月・4月訓練開始分の申請はお早めに！

申請書の提出は、通常、訓練開始日の30日前までとしていますが、訓練の主な対象が新規学卒者であるため、3月または4月に訓練を開始する事例が多く、毎年1～3月はお問い合わせや申請手続が集中し、大臣認定までに30日以上を要することがあります。

**平成27年3月・4月に訓練を開始する計画については、早めに計画を準備していただき、遅くとも平成27年1月中には申請手続を済まされますよう、集中緩和へのご協力をお願いします。**

